

# 仕様書

1 業務名 中区内公園緑地等便所清掃業務委託

2 清掃場所・回数 別紙1

3 実施要領

(1) 業務内容

公園便所の内部について、下記①～⑤の清掃を実施すること。

①大・小便器（男女）の薬品洗浄(テイク・ワン等を使用し、入念に研磨すること)

②手洗場（男女）、水汲場の洗浄

③床面の清掃

④建物のすすはらい、蜘蛛の巣の除去

⑤その他汚れが目立つ箇所などの清掃

(2) 実施時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分までの間に実施すること。

(3) 実績報告

毎月月別作業報告書及び作業状況を確認できる写真を提出すること。また、清掃場所・回数一覧表に挙げる公園については、別紙2による実施結果を現地便所内に表示しておくこと（※別紙2による報告も毎月の作業報告書へ添付し、提出すること。）

(4) その他

- ・受託者は、公園便所の内部について常に清潔な状態を保つように責任ある清掃を行うものとし、委託者の要求があったときは何時においても立ち会い検査に応じること。
- ・業務の実施に当たっては、常に服装を正し、言語・態度に気をつけ、他人に不快感を与えないよう努めること。
- ・業務の実施に当たっては、なるべく使用者の妨げにならないように注意すること。
- ・業務遂行中便所（浄化槽施設等含む）に破損・異常等を発見した時は、至急本市まで報告すること。

4 委託料の支払い

・委託料は6ヶ月ごとの支払いとし、契約金額を2で除して得た金額を1回の委託料とする。ただし、1円未満の端数が生じるときは最初の支払回に支払うものとする。

5 その他

- ・業務の遂行に当たり不明な点があるときは、本市まで連絡すること。

## 清掃場所・回数一覧表

週 2 回型		週 1 回型	
1	住吉公園	1	赤坂南新町公園
2	浜川原公園	2	桑野公園
3	乙多見公園	3	平井四丁目公園
4	東山公園(玉井宮石段下)	4	新築港公園
5	網浜公園	5	網浜遊園地
		6	網浜プール遊園地
		7	住吉遊園地
		8	浜一丁目遊園地
		9	東山公園(噴水石段下)
		1 0	浜公園
		1 1	神下公園
		1 2	桜ヶ丘公園

## \* 清掃回数

	箇所	回	回数/週	年間(52 週)回数
週 2 回型	5	2	1 0	5 2 0 回
週 1 回型	1 2	1	1 2	6 2 4 回
合計	1 7		2 2	1 1 4 4 回

